○防衛省告示第二百四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員延長

後別　前　一六・〇〇～一六・〇四　メートル

後　一六・〇〇～一九・〇〇　〇・一一五　キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

○防衛省告示第二百五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十九日

防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年八月五日及び同月六日（予備、同月七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の円内の海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間

実施艦　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　小山市大字羽川字コブタ島五一七番八から同市大字羽川字コブタ島五一七番九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月二十九日

○関東地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区　間　変更前　敷地の幅員延長

後別　前　四九・〇一～二三六・六八　メートル

後　三九・六一～一九五・四四　〇〇・四五二　キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

東茨城郡茨城町大字長岡字新田三五二三番七三から同町大字長岡字矢頭三五二九番一まで

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十九日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百三号　唐津市相知町牟田部字鳥居の元二一五四番九から同市相知町牟田部字四反田二〇二一番七まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月二十九日

人事異動

内閣

外務副大臣　堀井　巌

ペルー国大統領就任式典に参列する特派大使を命ずる

期間は令和八年八月十一日までとする（七月二十四日）

国務大臣　赤澤　亮正

内閣府特命担当大臣小野田紀美海外出張不在中内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策、人工知能戦略及び経済安全保障）事務代理を命ずる（七月二十六日）

（経済産業省大臣官房参事官（商務・サービスグループ・総合調整担当）経済産業事務官　正田　聡

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）に併任する

（経済産業省大臣官房参事官（戦略輸出総括担当）経済産業技官　江澤　正名

内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）の併任を解除する

（総務省大臣官房付）総務事務官　大瀧　洋

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する